



R8.6.17 令和8年度第1回小高区義務教育学校設立検討準備協議会資料
(南相馬市教育委員会事務局教育総務課)

資料 1

小高区学校適正化の 経過について

南相馬市教育委員会



1 南相馬市の学校教育について

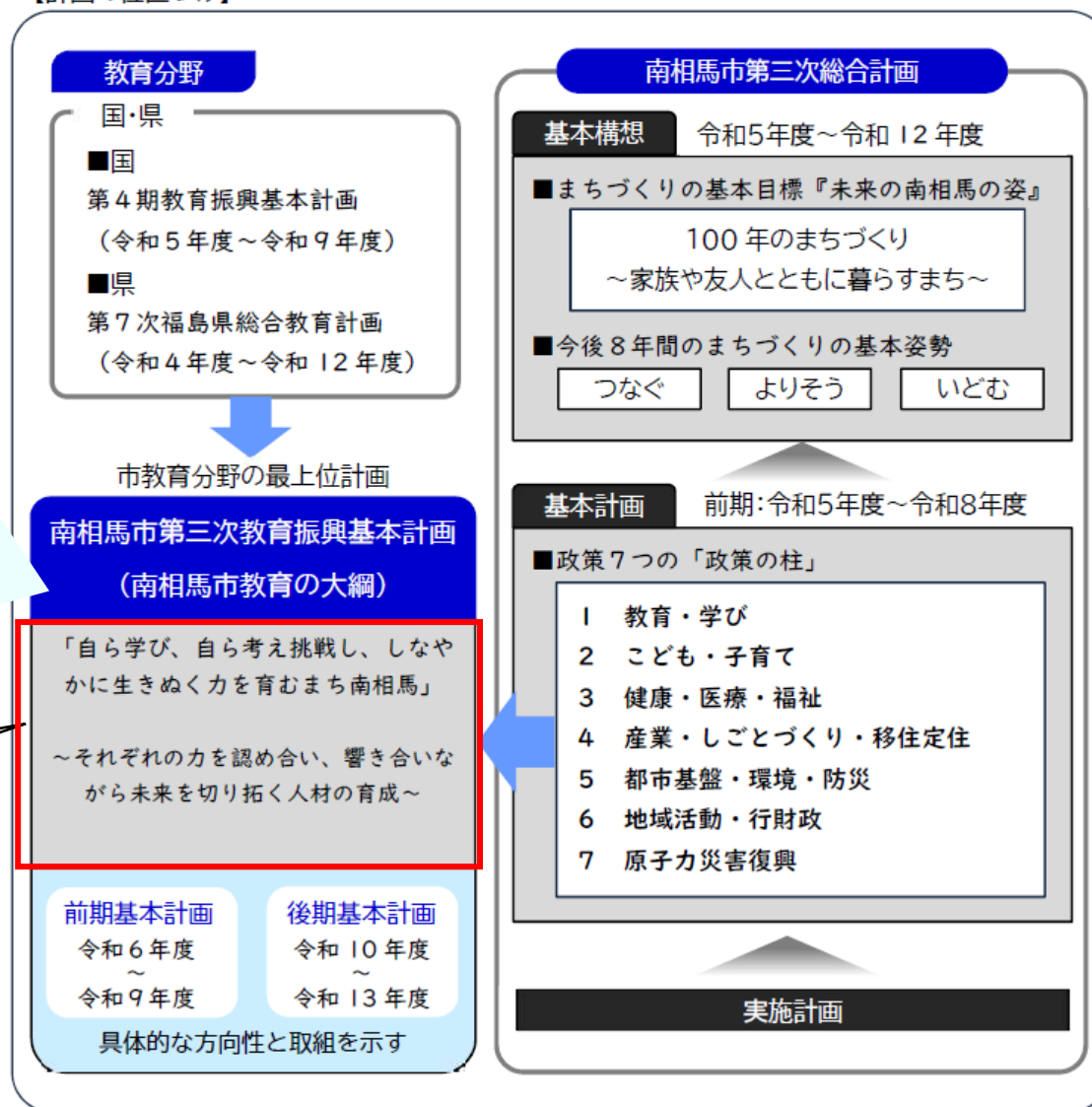
南相馬市第三次教育振興基本計画（令和6年3月策定）



【基本理念】

「自ら学び、自ら考え挑戦し、しなやかに
生ぬく力を育むまち南相馬」
～それぞれの力を認め合い、響き合い
ながら未来を切り拓く人材の育成～

【計画の位置づけ】





1 南相馬市の学校教育について

目指すこどもの姿

未来を切り拓き、強みを生かし
自分らしく豊かに生きぬくこども

障がい、文化的・言語的背景、特異な才能などの多様性を認め合い、ともに成長し、変化の激しい時代を乗り越え、力強く生きぬくために必要な資質・能力を育みます。

知

自ら考え、判断し、
表現する能力と
確かな学力

徳

豊かな心・
ふるさと南相馬を
愛する心

体

力強く
生きぬくための
健やかな心と体

「知・徳・体」は、
文部科学省が提唱
する「生きる力」の
構成要素として位置
づけられています。

知・・・ 知識、学力
徳・・・ 人間性
体・・・ 健康、体力

基本目標：学校教育分野

豊かな心と体の育成、教育水準の向上によりこどもの未来を切り拓く力を高めるとともに、強みを伸ばし、無限の可能性にチャレンジする積極性を育みます

- 未来を切り拓くための基礎となる「知・徳・体」をバランスよく育みます。
また、至誠(まごころ)学の実施により、未来を担うこどもたちの豊かな心・ふるさと南相馬を愛する心を育みます。
- 基礎学力の定着や活用力の向上、学習意欲の向上を図り、確かな学力を育成します。
また、誰一人取り残されない教育環境を整え、児童生徒一人ひとりの状況に応じた教育を行います。



1 南相馬市の学校教育について

具体的な取り組み（一部）

- 「報徳仕法、相馬野馬追、東日本大震災・原子力災害」を柱とした
「至誠学(まごころがく)」* 1
- **家庭学習の充実**（学習ドリルアプリなど）
- 小学校の**フォニックス学習*** 2、中学校の**ALTDAY*** 3・海外研修
- 一人一台のタブレット等を活用した**デジタル学習**（ICT支援員* 4の配置など）
- **いじめを許さない学級、学校づくり**
- **学習支援員・介助員の配置**による一人ひとりに応じた就学、学習支援

* 1 至誠学(まごころがく)・・・南相馬市の児童生徒が、郷土のよさを実感し、郷土を愛する気持ちをもったり、お互いに思いやり、尊重し合い、まごころで接することの大切さを学んだりすることを通して、自分の生き方を考える学習道徳や総合学習の時間で、南相馬市の自然や文化、伝統などを学ぶ学習のこと。

* 2 フォニックス学習・・・英語の音と文字のルール（関係性・規則性）を学ぶ学習方法のこと。

* 3 ALT（Assistant Language Teacher）・・・英語授業で教員を補助する外国語指導助手のこと。

ALTDAY（ALT集中派遣プログラム）・・・英語によるコミュニケーションの機会を確保するとともに、外国語や外国文化への理解を深め、学習意欲の向上を図るため、各中学校に年1回ALTを10名程度集中派遣し、体験活動等を実施。（対象：中学1年生）

* 4 ICT支援員・・・学校でのICTを活用した授業や機器操作を支援する専門スタッフのこと。



1 南相馬市の学校教育について

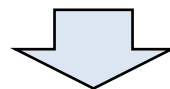
南相馬市公立学校適正化計画（平成30年11月策定）

公立学校適正化計画の推進（市教育振興基本計画の取り組み）

こどもたちに必要な資質・能力を育むために・・・

地域との合意形成を図りながら、地域の状況に応じた市内小中学校の適正化を推進

⇒地域の伝統を受け継ぎ、その地域の特性を活かした特色と魅力ある教育環境づくりに取り組む



「南相馬市公立学校適正化計画」が目指す教育環境

こどもたちは義務教育における集団活動を通して、社会性・協調性・集団性を培い、成長していく。

⇒そのため、様々な見方・考え方や経験を持っている友達との出会いが大切であり、互いに学びあい、

高めあうなど切磋琢磨する教育環境の実現を目指す

「学校適正化」の基本的な考え方

- ① 児童生徒の教育環境を最優先に考えた適正規模及び配置
- ② 保護者や地域住民の意見への配慮

主な取り組み

- 適正規模・配置に基づく学校のあり方の検討
- 学校統合、小中一貫教育の導入の検討
- 小規模特認校制度導入の検討
- 特色と魅力のある教育環境整備の検討



1 南相馬市の学校教育について

南相馬市の学校教育の体系

南相馬市第三次総合計画

100年のまちづくり
～ 家族や友人とともに暮らすまち～

南相馬市第三次教育振興基本計画

自ら学び、自ら考え挑戦し、しなやかに生きぬく力を育むまち南相馬
～それぞれの力を認め合い、響き合いながら未来を切り拓く人材の育成～

教育振興基本計画の
取り組みの一つとして、
市教育委員会では
公立学校の適正化を
推進している。

教育振興基本計画で
目指す「こどもの姿」を
育成するため、各学校
それぞれが、「知・徳・体」
のバランスを重視した教育
課程を編成している。

目指すこどもの姿

未来を切り拓き、強みを生かし
自分らしく豊かに生きぬくこども

障がい、文化的・言語的背景、特異な才能などの多様性を認め合い、ともに成長し、変化の激しい時代を乗り越え、力強く生きぬくために必要な資質・能力を育みます。

知

自ら考え、判断し、
表現する能力と
確かな学力

徳

豊かな心・
ふるさと南相馬を
愛する心

体

力強く
生きぬくための
健やかな心と体

市 内 各 小 学 校 ・ 中 学 校



1 南相馬市の学校教育について

こどもたちに必要な資質・能力を育むためには、一定の学校規模が必要
公立学校適正化計画で定める望ましい「**適正規模及び適正配置**」の基準は・・・

【適正規模】

小 学 校

- ・ 1学級あたり21～25人
- ・ 1学年あたり2～3学級

- ◆多様な意見に触れること、人間関係が固定化しないようクラス替えが可能となる各学年2学級以上が望ましいと考えます。
- ◆児童と教員が向き合い、相互理解を図り、理科室や音楽室等の割当が円滑に行える各学年3学級までが適正規模と考えます。

中 学 校

- ・ 1学級あたり26～30人
- ・ 1学年あたり2～4学級

- ◆音楽や美術等の技能教科等に教員が配置され易く、教員間の協力も円滑に行うことができるよう、各学年2学級以上が望ましいと考えます。この規模になると部活動の選択肢も広がります。
- ◆生徒と教員が向き合い相互理解を図り、十分な教育効果が得られる、各学年4学級までが適正規模と考えます。

【適正配置】

区 分	通学距離	通学時間(自転車、スクールバスの利用)
小学校	概ね4キロ以内	概ね1時間以内
中学校	概ね6キロ以内	概ね1時間以内

上記基準に満たない学校は、優先的に学校適正化を検討する。
ただし、**学校適正化には児童生徒、保護者、地域住民に対して十分説明したうえで、合意に基づき進める。**



2 小高区学校適正化（4小学校統合）の経過について

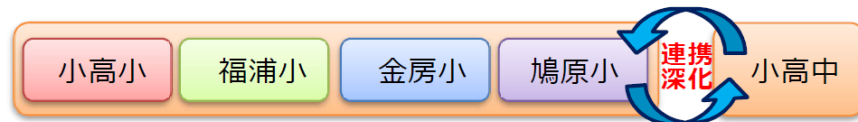
○旧小高4小学校（小高小、福浦小、金房小、鳩原小）は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による避難指示により仮設校舎での学校運営が行われた。その後の避難指示解除に伴い、平成29年4月から現小高小学校本校舎で4校合同による学校運営が再開された。

○震災等の影響による児童生徒数の大幅な減少から、将来的に小高区内の4つの小学校が各々での学校運営に支障をきたす懸念が予測されたことから、4校を統合して令和3年4月より新たな「小高小学校」による学校運営と小中一貫教育（施設分離型）をスタートした。

5 小高区小中学校再編の基本的事項

本市が目指す学校教育の実現のため、次のとおり小高区小中学校の再編を進めます。

令和2年度まで



令和3年度から

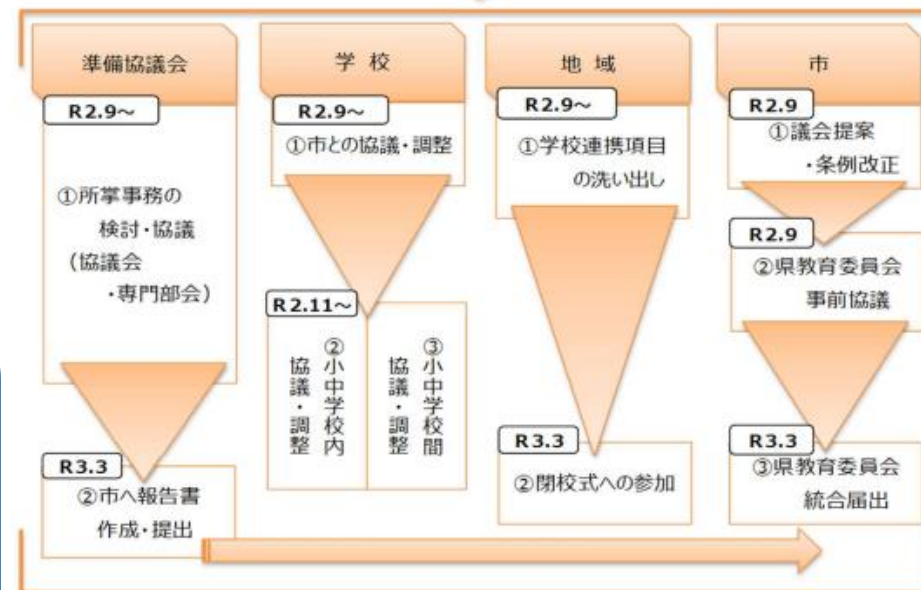


施設分離型で小中一貫教育を目指します。

小学校は、これまで小高区4小学校として合同運営していた小高・福浦・金房・鳩原小学校を1校に再編します。中学校は、他中学校との統合等はいりません。

また、小中一貫教育については、これまでの小・中学校それぞれの連携項目を洗い出し、協議し、小学校再編を機に、より連携を深めるとともに、小中一貫の教育目標を掲げ、施設分離型の小中一貫教育を目指します。

R2.8 小高区小中学校再編計画



R3.4~

小学校統合
小中一貫教育へ（施設分離型）

小中一貫教育（施設一体型）
地域全体での学校づくり

より魅力ある学校づくりへの取り組み



3 小高区小中一貫教育に関するこれまでの経過について

時期	内容
令和元年 9 月	小高区学校統合に関する意見書提出(小高区学校適正化検討協議会→市) 「小高区の 4 小学校の合同運営を解消し 1 校に統合すべき」
令和元年11月	小高区学校統合準備協議会及び専門部会設置 (行政区長、PTA、認定こども園保護者、学校評議員、学校長) 学校統合に向けた様々な検討及び準備を行う
令和 2 年 5 月	小高区学校統合準備協議会中間報告書提出(統合準備協議会→市) 令和 3 年 4 月時点では、施設分離型の小中一貫教育とした開設が現実的。施設一体型の小中一貫教育や義務教育学校の教育効果を慎重に分析し、施設一体化の実現性に加え、将来の小高区小中学校の目指すべき教育環境について今後も引き続き協議を進める。
令和 3 年 4 月	新 小高小学校開校 施設分離型で小高中学校と小中一貫教育を実施
令和 5 年 8 月	小高区地域協議会「小高区地域協議会委員提言に関する市の施策について意見交換」 意見(委員から) 「小高小学校及び小高中学校を義務教育学校として新たに設置し、9 年間の義務教育期間を通して一貫した教育方針のもと、小高区に生まれた子どもたちに、ふるさとを愛し、ふるさとに誇りを持って生きることのできる人材を育てる」



市教育委員会としても「施設一体型」や「義務教育学校」を目指し、協議を続けるとしてきた。



これらを受けて、今後の小高小学校・小高中学校のあり方を協議するため、令和 7 年 9 月に「小高区義務教育学校設立検討準備協議会」(以下、「検討準備協議会」という)を立ち上げ、本格的な協議を開始。



4 検討準備協議会の目的及び役割について（R7.9月～）

検討準備協議会の目的

検討準備協議会は、小高区の子どもたちにとって、より望ましい教育環境等の実現のため、小高小学校・小高中学校の今後の教育環境を検討協議することを目的としたものです。

なお、検討協議にあたっては、保護者・地域住民の方の意見を吸い上げる機会を多く設定し、対話を重視しながら検討協議を進めます。

◆主な検討事項

◆ 望ましい教育環境

◆ 魅力ある学校づくり

◆ 学校適正化の方向性

◆ 学校開校に向けた事項

●検討結果のイメージ

● 学校適正化の必要性

● 学校適正化の市の方針の議論

● 学校再編統合等に関する基本方針の方向性

● 学校再編計画（案）の議論

● 学校開校に向けて必要な準備

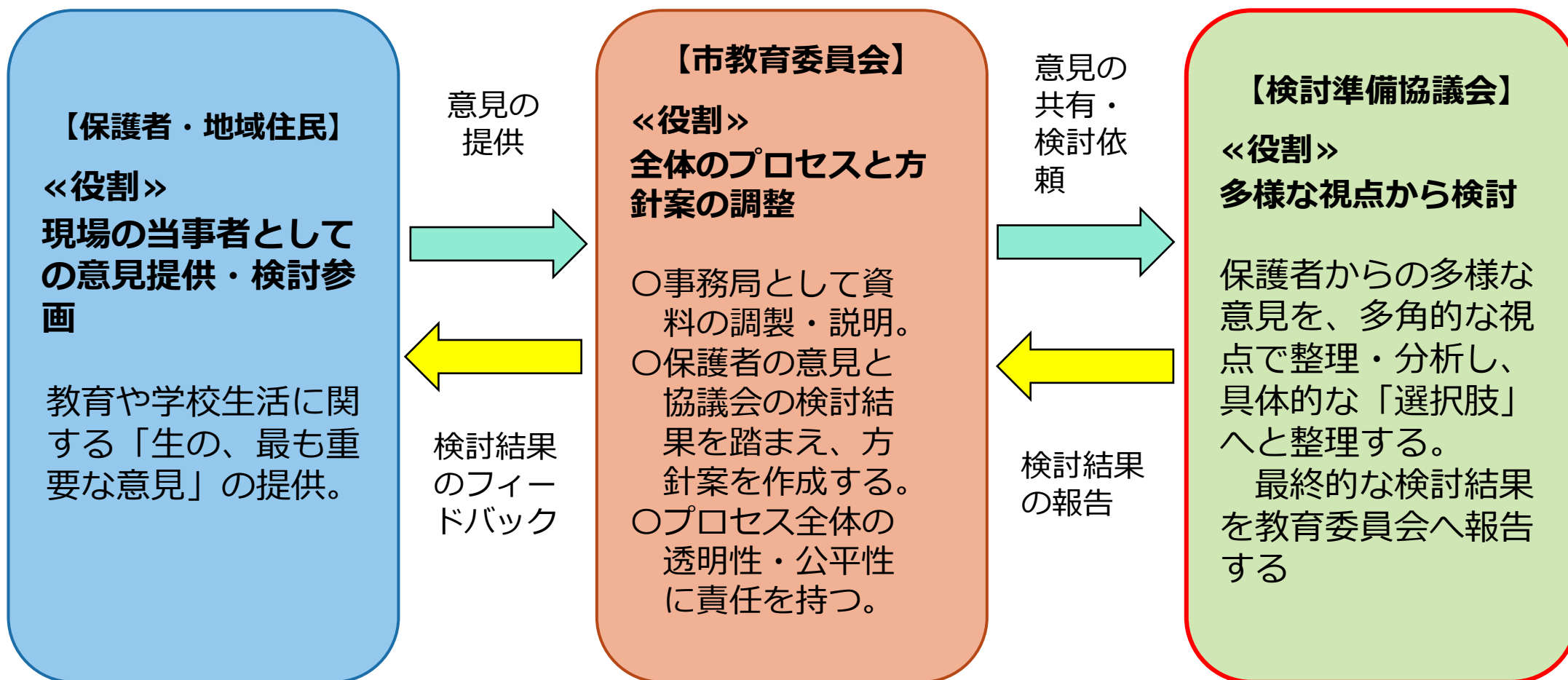
なお、検討協議会は、地域の代表者、PTA代表者、通学区域に居住する未就学児の保護者の代表者などで組織を構成しています。

区分	地域の代表者	PTAの代表者	未就学児保護者の代表者	学校の代表者
役職等	小高区行政区長連合会（3名）	小高小学校PTA（2名） 小高中学校PTA（2名）	おだか認定こども園保護者会（2名）	小高小学校校長（1名） 小高中学校校長（1名）



4 検討準備協議会の目的及び役割について（R7.9月～）

学校適正化の検討に係る各組織の役割のイメージ





5 令和7年度の検討経過について

これまで開催した検討準備協議会等

協議会 回数	開催日	説明事項・協議事項等
第1回	令和7年 9月24日	(1) これまでの経過について (2) 本市が目指す教育環境について (3) 協議会の概要について
		(1) 今後の小高小学校・小高中学校のあり方について (2) 義務教育学校設置基本方針の骨子（案）について (3) 義務教育学校設置基本方針について
	令和7年 9月27日	令和7年度小高小学校・小高中学校のあり方に係る保護者懇談会 ・今後の小高小学校・小高中学校のあり方について
	令和7年 9月27日～ 10月22日	・令和7年度小高小学校・小高中学校のあり方についての意識調査
第2回	令和7年 10月28日	(1) 保護者懇談会及び意識調査の結果について (2) 今後の小高小学校・小高中学校のあり方について (3) 小高区義務教育学校設置基本方針（素案）について
第3回	令和7年 11月12日～ 11月19日 （書面）	(1) 令和7年度第2回小高小学校・小高中学校のあり方に係る保護者懇談会の開催について (2) 小高区義務教育学校設置基本方針（素案）に係るパブリックコメント実施までのスケジュール（案）について



5 令和7年度の検討経過について

これまで開催した検討準備協議会等

協議会 回数	開催日	説明事項・協議事項等
第4回	令和8年 1月13日	(1) 小高小学校・小高中学校のあり方における検討プロセスの見直しについて (2) 令和7年度第2回小高小学校・小高中学校のあり方についての意識調査（案）について
	令和8年 1月16日～ 1月30日	・ 令和7年度第2回小高小学校・小高中学校のあり方についての意識調査
第5回	令和8年 2月17日	(1) 意識調査の結果について (2) 令和7年度第2回小高小学校・小高中学校のあり方にかかる保護者懇談会について
	令和8年 2月27日	小高小学校保護者説明会 ・ 意識調査の結果について
	令和8年 3月7日 3月8日	令和7年度第2回小高小学校・小高中学校のあり方に係る保護者懇談会 (1) 小高小学校・小高中学校のあり方についての検討プロセスの見直しについて (2) 保護者意識調査結果から見える保護者が考える今後の学校のあり方について
第6回	令和8年 3月30日	(1) 令和8年3月保護者懇談会結果の概要及び今後の進め方について

保護者懇談会等で出た意見を踏まえ令和7年度検討準備協議会では、義務教育学校設立の方向性について決定せず、引き続きより多くの保護者、地域住民の意見を聞き、丁寧に議論を進めていくこととした。



6 令和8年度の検討事項について

令和8年度検討準備協議会の検討事項

令和7年度の検討経過を踏まえて、引き続き下記の事項について検討協議を行う。

- 現状の教育環境の共有、課題の洗い出し
- 理想のこども像の共有と教育環境検討
- 学校適正化の要否、選択肢の比較検討
- 学校再編計画（骨子）案、合意条件の検討協議
- 学校再編計画（案）の検討協議 など

※検討事項については、会議状況によって適宜見直す。

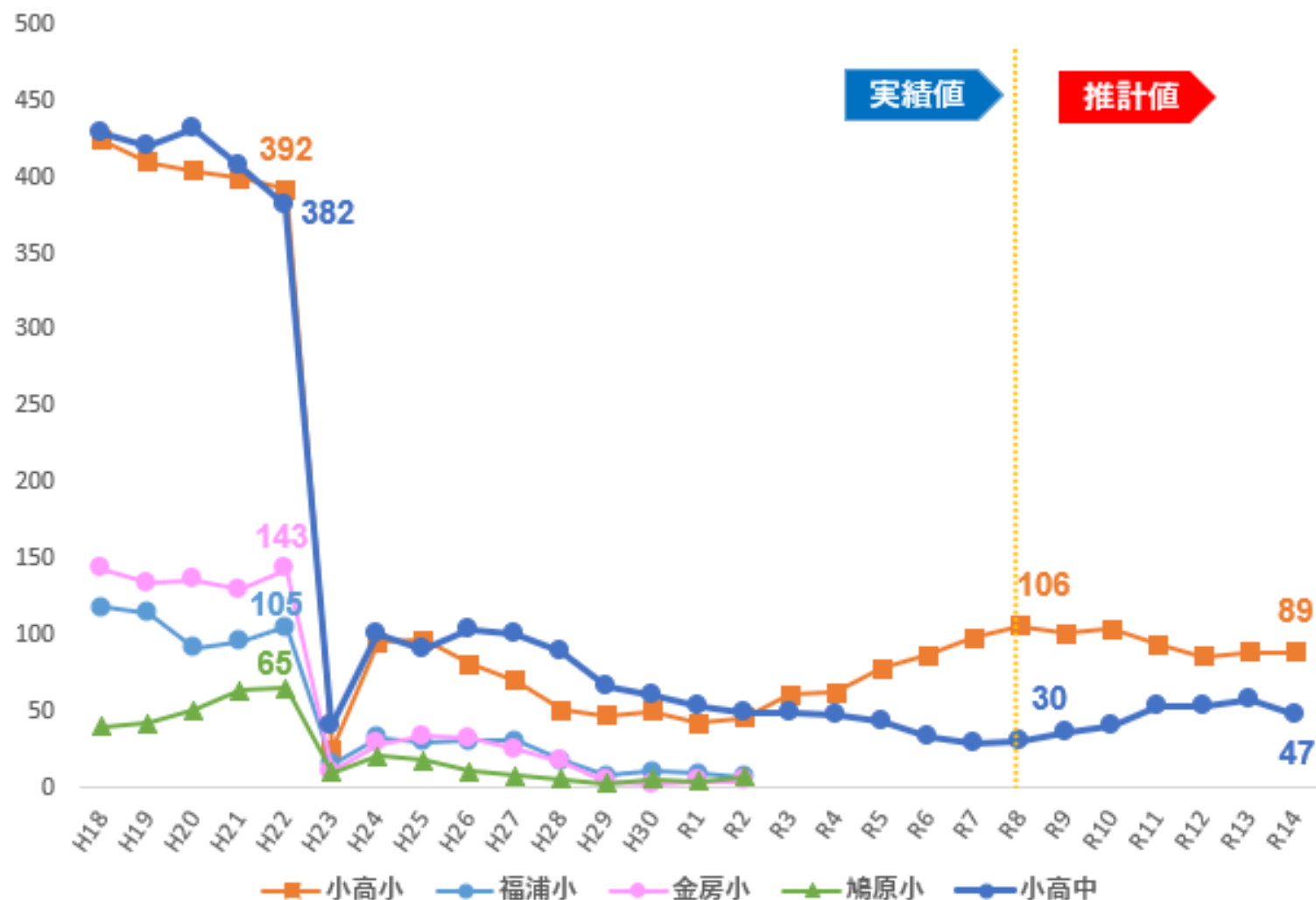


7【参考】小高区児童生徒数の推計

1. 小高中学校学区内の児童生徒数推移と今後の見込み

(1) 学校別

※令和8年5月1日時点の居住データに基づく推計 （単位：人）





7【参考】小高区児童生徒数の推計

1. 小高中学校学区内の児童生徒数推移と今後の見込み

(2)学校別、学年別内訳 ※令和8年5月1日時点の居住データに基づく推計 (単位：人)

(参考) 小1の 出生年度 ↓ R元年度	小高小学校								小高中学校				
	小高小	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計	小高中	中1	中2	中3	合計
R8年度	R8	17	18	18	23	12	18	106	R8	10	9	11	30
R2年度	R9	13	17	18	18	23	12	101	R9	17	10	9	36
R3年度	R10	15	13	17	18	18	23	104	R10	13	17	10	40
R4年度	R11	13	15	13	17	18	18	94	R11	23	13	17	53
R5年度	R12	10	13	15	13	17	18	86	R12	17	23	13	53
R6年度	R13	21	10	13	15	13	17	89	R13	17	17	23	57
R7年度	R14	17	21	10	13	15	13	89	R14	13	17	17	47

【参考】学校適正化時の学校規模 (令和12年4月開校の場合)

小高小+小高中										
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	合計
児童・生徒数	10	13	15	13	17	18	17	23	13	139
学級数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9

青色…令和8年5月1日時点の児童生徒数（実績値）

白色…令和8年5月1日時点の居住データに基づく児童生徒数（推計値）